

# 企画競争説明書

業務名称：全世界(広域)DX主流化のための情報収集・確認調査

調達管理番号： 20a00364

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注)本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ(PDF)」とさせていただきます。  
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年8月12日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2020年8月12日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1)業務名称:全世界(広域)DX 主流化のための情報収集・確認調査

(2)業務内容:「第3 特記仕様書案」のとおり

(3)適用される契約約款雛型:

(○)「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

( )「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。このため、本邦研修(または本邦招へい)にかかる報酬及び直接経費については、消費税を加算して積算してください。

(4)契約履行期間(予定):2020年11月 ~ 2022年 3月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

「第3 特記仕様書案」も参照してください。

第1期:2020年11月 ~ 2021年 3月

第2期:2021年 3月 ~ 2022年 3月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、第2期における契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

##### 【第2期】

- 1) 第1回(契約締結後): 契約金額の36%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降): 契約金額の4%を限度とする。

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル  
独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第一課 角河 佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程

(平成 20 年規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

## (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### 3) 財務状況の健全性

法人としての財務状況に特に問題がないと判断されること。

### 4) 秘密情報保全

業務の履行に当たり、秘密情報保全の適切な体制が構築・保障(親会社等に対しての秘密情報の伝達・漏洩がないことの保障を含む。)されている法人であると判断されること。また、主要な本業務の業務従事者について、秘密情報を扱うにふさわしい者であると判断されること。

## (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

## (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし

ません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## (5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。

- 1) 提出期限: 2020年8月28日(金)正午まで
- 2) 提出場所: 下記「7. プロポーザル等の提出」参照  
提出方法: 下記「7. プロポーザル等の提出」参照
- 3) 提出書類:
  - a) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)
  - b) 全省庁統一資格申請結果通知書(写)
  - c) 財務諸表(決算が確定した過去3会計年度分)
  - d) 秘密情報の取扱いにかかる競争参加者の社内規則
  - e) 競争参加者に係る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図  
*競争参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の競争参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者の一覧及び競争参加者との資本又は契約(名称の如何を問わない何らかの合意を言い、間接契約、第三者間契約等を含む。)関係図とします。*
  - f) 競争参加者の発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株数、持株比率
  - g) 競争参加者の取締役(監査等委員を含む。)の略歴
  - h) 情報セキュリティに関する資格・認証等(取得している場合)
- 4) 追加資料提出の指示:

競争参加資格要件、特に「財務状況の健全性」及び「秘密情報保全」に係る資格要件の確認・審査において、上記提出資料のみでは判断がつかない場合には、提出期限を提示して、追加資料の提出を求めることがあります。

提示された提出期限までに追加資料の提出がなかった場合には、当該競争参加者の競争参加資格を認めないとする場合があります。
- 5) 確認結果の通知:

競争参加資格要件の確認結果は、2020年9月4日(金)までに、メールにて通知します。
- 6) 業務従事者にかかる資格確認:

業務従事者個人に係る「秘密情報を扱うにふさわしい者であるか否か」の確認については、プロポーザルに含まれる業務従事者の履歴書等をもって確認します。このため、当該部分の競争参加資格要件については上記6)の確認結果の通知においても保留され、プロポーザルの評価過程で実施されることとなります。このため、業務従事者に係る関係情報についても、上記5)と同様の方法にて、追加情報の提供を求めることがあります。

## 6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限: 2020年8月21日 12時
- (2) 提出先: 上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法: 2020年8月27日までに当機構ウェブサイト上にて行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 2020年9月18日 12時

(2) 提出方法:

プロポーザル・見積書とも、電子データ(PDF)での提出とします。

上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」)

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

(3) 提出先: 当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類: プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げる他、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費(航空賃)
  - b) 旅費(その他: 戦争特約保険料)
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) 調査用機材

3) 以下の費目については、以下に示す定額を本見積に見積もってください。

a) DXに係るフラッグシップ案件の形成に向けたパイロット活動<sup>1</sup>の実施 :

第2期

10,000 千円<sup>2</sup>/件 × 5 件 = 50,000 千円

---

<sup>2</sup>パイロット活動の工数はプロポーザル時点では算出し難いことから、各案件につき、その他直接経費等(現地で発生する移動費等の経費)については1件あたり一律10,000千円を計上すること。なお、現地再委託や

4)以下の業務については、業務内容・量の確定・提案が困難であるため、以下に示す業務量を目安に「報酬」を本見積に見積もってください。

a)DXに係るフラッグシップ案件の形成に向けたパイロット活動：

合計 100M/M

第1期:各種調査、パイロット活動計画策定:(国内作業 1M/M+現地調査 1M/M)  
×5件=10M/M

第2期:パイロット活動実施、報告書作成:(国内作業 4M/M+現地調査 14M/M)  
×5件=90M/M

5)外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a)現地通貨(ウガンダ)=0.02865 円

現地通貨(カンボジア)=0.02593 円

現地通貨(インド)=1.4079 円

b)US\$1 =105.013 円

c)EUR1 =123.448 円

6)その他留意事項

なし

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1)評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1)評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a)業務主任者/開発協力・デジタル戦略

b)オープンデータ戦略・設計

c)データ分析・活用/インパクト評価

2)評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 25 M/M(第1期:10M/M、第2期:15 M/M)

### (2)評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1)若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

---

海外オフィスとの連携等が想定されるため、在外事務所等とも連携する等、適切なプロジェクト管理体制・方法について検討する。

## 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100(\%)$$

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

## (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2020年10月6日(火)までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名



## (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点 \*
- ⑤ 価格点 \*

\* ④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部(e-propo@jica.go.jp(※アドレス変更))宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程(総)第 25 号)に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 12 その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

3) 競争参加資格確認申請書(別添:様式)

(別添:様式)

## 競争参加資格確認申請書

20 年 月 日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 殿

《全省庁統一資格業者コード》  
《コンサルタント等の名称》<sup>3</sup>  
《代表者名》印

2020年8月12日付で公示のありました「全世界(広域)DX主流化のための情報収集・確認調査」への参加を希望します。

つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

以上

### 【別添】

1. 全省庁統一資格申請結果通知書(写)
2. 財務諸表(決算が確定した過去3会計年度分)
3. 秘密情報の取扱いにかかる競争参加者の社内規則
4. 競争参加者に係る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図
5. 競争参加者の発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株数、持株比率
6. 競争参加者の取締役(監査等委員を含む。)の略歴
7. 情報セキュリティに関する資格・認証等(取得している場合)

---

<sup>3</sup> 共同企業体を結成する場合においては、共同企業体構成員全ての競争参加資格確認申請書を共同企業体代表者がまとめて提出してください。

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務:

- ・ DX 戦略策定・実行に係る各種業務

なお、海外でデジタル技術を活用した新規サービス立上げ経験、特にアジャイルアプローチ<sup>4</sup>を導入した各種業務経験を持つことが望ましい

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

- ・ 新型コロナウイルスの影響により現地渡航が困難な状況に備え、連携が想定される現地再委託先や海外オフィスに関する情報は明記してください。
- ・ パイロット活動の目的に応じ優れた・コストパフォーマンスの高い IT ツール・ベンダーを中立的に選択するために、提案時点で想定される社内外の開発・分析リソース<sup>5</sup>とその利点に関する情報があれば明記して下さい。
- ・ パイロット活動に係る行政・金融等の業界知見を持つ専門家や、データ活用に係るデータセキュリティ・法務・リスクマネジメントの専門家等のバックアップ体制(社内、本邦有識者、現地リソースなど)に関する情報があれば明記して下さい。

##### 3) その他参考となる情報

- ・ 会社として対外的に発信されている DX に係る事例・分析・方法論等に関する情報
- ・ 海外リソース(現地再委託・海外オフィス等)を含む大規模案件のプロジェクト管理に係る実績・方法論・ツール等に関する情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。また、提案企業の持つ海外拠点での現地駐在員・従業員等を活用できる提案があれば歓迎します(外国籍人材の場合、人月上限について「2. プロポーザル作成上の条件(2)外国籍人材の活用」参照)。

##### 2) 業務実施の方法

- 1) 及び2)を併せた記載分量は、30ページ以下として下さい。

<sup>4</sup> アジャイルアプローチ: 仮説やデモシステム開発をユーザーに見せ、短いプロセスで何度も反復し、次第に全体を組立て/精緻化していくアプローチ

<sup>5</sup> 開発リソース: 業務従事者(案)におけるシステム要件定義・簡易開発、データ分析・活用に係るメンバー及び各種テクノロジーに関する専門家によるサポート体制を想定

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
- 8) コンサルタント提案枠パイロット事業 2 件の内容

第3 業務の目的・内容に関する事項「6. 業務内容」では、コンサルタントからのパイロット活動案の提案を求めています。同提案内容における、構想力、着眼点、革新性・新規性や工夫、調査全体との補完性・合理性、具体性、実施方法等の実現可能性などを多角的に評価します。

### (3) 業務従事予定者の経験、能力

#### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

#### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／開発協力・デジタル戦略
- オープンデータ戦略・設計
- データ分析・活用／インパクト評価

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

#### 【業務主任者:業務主任者／開発協力・デジタル戦略】

ア) 類似業務経験の分野: 開発協力・DX 戦略策定にかかる各種業務(なお、現地再委託及び海外オフィスとの連携含む大規模案件の統括経験を有することが望ましい)

イ) 対象国又は同類似地域: 全世界

ウ) 語学能力: 英語

#### 【業務従事者:担当分野 オープンデータ戦略・設計】

ア) 類似業務経験の分野: 組織内及び組織外向けのデータ活用戦略・システム設計に関する各種業務(なお、データ活用のシステム要件にかかる各種業務の経験を有することが望ましい)

イ) 対象国又は同類似地域: 全世界

ウ) 語学能力: 英語

#### 【業務従事者:担当分野 データ分析・活用／インパクト評価】

ア) 類似業務経験の分野: データ分析・活用／インパクト評価にかかる各種業務(なお、地理空間情報の活用・分析にかかる各種業務の経験を有することが望ましい)

イ) 対象国又は同類似地域: 評価対象外

ウ)語学能力:評価対象外

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。)技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

注1)共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2)複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3)評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)押印は省略可となります。

注4)評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5)補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6)通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。新型コロナウイルスの影響により、現地への渡航制限が続く可能性もあるため、本調査対象地域に提案者が海外拠点を有する場合、現地人材の活用案を歓迎します。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインによるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙1:プロポーザル評価表

別添:プレゼンテーション実施要領



## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>( 15 )</b>	
(1)類似業務の経験	10	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	5	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>( 50 )</b>	
(1)業務実施の基本方針の的確性	15	
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	15	
(3)要員計画等の妥当性	8	
(4)コンサルタント提案枠パイロット事業(2件程度)の内容	12	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>( 35 )</b>	
	<b>( 21 )</b>	
<b>(1)業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／開発協力・デジタル戦略	<b>(16)</b>	<b>(8)</b>
イ)類似業務の経験	8	4
ロ)対象国又は同類似地域での業務経験	2	1
ハ)語学力	2	1
ニ)業務主任者等としての経験	2	1
ホ)その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者	—	<b>(8)</b>
ア)類似業務の経験	—	4
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ)語学力	—	1
ニ)業務主任者等としての経験	—	1
ホ)その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(5)</b>	<b>(5)</b>
イ)業務主任者等によるプレゼンテーション	5	4
ロ)業務管理体制	—	1
<b>(2)業務従事者の経験・能力：オープンデータ戦略・設計</b>	<b>( 8 )</b>	
イ)類似業務の経験	5	
ロ)対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ハ)語学力	1	
ニ)その他学位、資格等	1	
<b>(3)業務従事者の経験・能力：データ分析・活用／インパクト評価</b>	<b>( 6 )</b>	
イ)類似業務の経験	5	
ロ)対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ハ)語学力	—	
ニ)その他学位、資格等	1	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者(業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で)が行ってください。なお、業務主任者以外に1名(業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名)の出席を認めます。

1. 実施時期: 9月28日(月) 14:00～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所: 当機構本部(麹町)

*注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話または Microsoft Teams による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。*

3. 実施方法:

(1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

(2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとします。機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれません。

(3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Microsoft Teams 等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

*注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。*

### 第3 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

#### 1. 業務の背景

近年、デジタル技術を活用し従来の社会システムを再構築・変革する、いわゆるデジタルトランスフォーメーション(以下、「DX」という)が世界中で進んでいる。例えば、欧米や中国等においては、最新のデジタル技術を大胆に取り入れ、旧来の財、サービスやビジネスモデルが変革されることにより、従来の業界の枠に収まらない新しいサービスや企業・市場が創出されている。企業は、新たな経営資源であるデータと、それを分析する優秀な技術者を世界中から囲い込み、国家をも超える影響力を持つようになってきている。また北欧のように、これらの技術を活用して電子政府化を推進し、行政の効率化、サービスの向上に努めている国も多い。

開発途上国においては、第1次産業から第2次、第3次産業へと推移する、先進国がかつて辿った発展経路に囚われず、例えば通信網の整備を待たずして携帯電話が普及するリープフロッグ現象のように、未整備な規制・社会インフラを逆手にとって最新のデジタル技術や革新的なサービスを導入し、デジタル経済の基盤を獲得することで産業の発展や社会サービスの拡充を一気に図ろうとする国が増えている。こうした開発途上国を取り巻く環境の変化やニーズに呼応する形で、SDGs達成のためにも新技術の活用や革新的アプローチ、民間資金の動員を図ることが謳われている。また、2020年初頭に世界保健機関(WHO)によりパンデミック宣言された新型コロナウイルスの影響が拡大し、非接触型の生活様式や事業展開が余儀なくされる中、デジタル技術の社会における活用は喫緊かつ益々重要な課題となっている。

こうした中、JICAでは、変化の激しいDXの潮流を把握し、開発途上国への適切な展開を可能とするため、2019年12月から2020年5月まで理事長直下のDXタスクフォースを設置し、JICA事業のDX主流化<sup>6</sup>に向けた検討を行った。同タスクフォースでは、JICAにおけるDXを「開発協力におけるあらゆる領域にICT<sup>7</sup>が一体化していくことにより、時間・場所・規模の制約を超えて、データに基づく価値創出が行われ、社会・経済・行政における様々な主体間の関係性が再構築されることにより、従来のアプローチでは困難だった開発課題の解決を飛躍的に実現すること」と定義し、JICA事業におけるDX推進方針(案)を作成した。DX主流化のための必要な施策として、ビッグデータの活用、電子政府・国民IDの推進、人材育成・人的ネットワーク強化、官民連携などが挙げられた。中でも、ビッグデータの活用については、JICAが実施する各種調査において収集される地理空間情報や社会調査情報の二次的利用が可能な形での蓄積が課題とされ、より効果的なデータ収集や他データとの連携を意識した援助の実施方針やアプローチが求められている。また効率的なデータ収集にはデジタル技術の活用が必須であり、最新かつ適正な技術を迅速に導入する官民連携のあり方も具体化する必要がある。

この結果、2020年6月から、DXタスクフォースの検討・取組みを引継ぎ、実施する部門としてSTI・DX室を設置し、JICA事業においてDX主流化を推進することとなった。STI・DX室ではDXタスクフォース作成の、JICA事業におけるDX推進方針(案)をもとに、並行して

<sup>6</sup> DX主流化: JICAのあらゆる事業においてデジタル技術の活用が積極的に検討されること

<sup>7</sup> ICT: Information Communication Technologyの略

JICA内で検討された新型コロナウイルス対策等を反映させるべく更新作業を行っている。JICA事業におけるDX主流化を本格的に進めるため、更新中のDX推進方針に他ドナーの取組みとの比較分析や日本の強みを反映させた横断的な援助実施方針やアプローチの策定(以下「DX主流化のあり方」という)、及びそれが具現化されたフラッグシップといえる案件の形成とDX主流化を支える環境整備を行うことが求められている。

## 2. 業務の目的

今後JICAが途上国の開発協力事業においてDXを主流化するにあたり、急速に進展する開発協力分野におけるデジタル技術の影響や事例に関する基礎情報を収集・分析し、JICA事業におけるDX主流化のあり方やデータ活用の仕組みを検討するとともに、パイロット活動<sup>8</sup>を通じた試行や教訓を踏まえ、DXのフラッグシップ案件とよぶべき個別の協力プログラム／案件の形成に向けた実施前提条件等を具体化するための情報収集・分析を主たる目的とする。

## 3. 対象地域

全世界

## 4. 業務の範囲

本調査は、「2. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6.業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7.成果品等」に示す報告書等を作成するものとする。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) JICAにおけるDXの位置づけ

JICAでは、開発協力事業におけるDX主流化を経営上の重要事項として位置づけており、直近では新型コロナウイルス禍への対応や渡航制限下の事業継続のためにも、組織をあげて迅速にDXを主流化することが求められている。このため、本調査においては多種多様なセクターやスキームを扱うJICAが事業全体においてDXの主流化を加速させるために必要な具体的取組内容にかかる検討<sup>9</sup>を行う。

### (2) データ活用の取組み

JICAがJICA図書館でPDF形式にて公開している調査報告書に加え、過去の事業における調査で収集した各国のデータ、及び今後事業の中でJICAが収集するデータ(以下「JICA保有データ」という)をJICA内外で活用できるようにすることが喫緊の課題の一つとされたことも踏まえ、JICA保有データの潜在的活用可能性やそれに基づくデータ基盤のあり方の仮説や、将来的なオープンデータ提供のための調査・検討を行う。

### (3) フラッグシップ案件の定義

本調査の中で、DXに係るフラッグシップ案件とは、JICA協力事業において、デジタル技術等を活用することにより、活用しなかった場合と比べて飛躍的な効果の発現が示される案件を指すこととし、本調査で実施するパイロット活動を通じて形成される技術協力案件、資金協力案件、民間連携事業などを意味する。具体的には、JICA保有データやオープンデータを活用したデータ駆動型の案件形成・モニタリング、民間企業・大学等が持つデジ

<sup>8</sup> パイロット活動:先方政府及びエンドユーザーのニーズを確認、サービスイメージやデモを試作、先方政府及びエンドユーザーからのフィードバックを通じサービスイメージを具体化・修正してゆく活動。

<sup>9</sup> なお、JICA事業の関係者の巻き込みや育成・啓発も促進するような内容を含んだ提案であると望ましい。

タル技術やノウハウの活用を促進する形で社会課題解決を促すことを想定している<sup>10</sup>。

#### (4) 現地調査対象地域

後述の「6.業務内容」の6-1.(2)及び(3)に記載のドナー調査・連携協議のため、開発協力における支援国、マルチドナーや財団などが所在する北米、欧州等へのヒアリング等の調査を実施する。新型コロナウイルスの影響を鑑み、渡航可能な場合は北米、欧州等への渡航を約1週間4回程度、電子政府分野で連携先候補とされているエストニア・インドについても現地調査を行う(エストニアは欧州渡航に含めて調査を実施する想定)。また、渡航が困難な場合は渡航した場合と同等の成果が得られるよう現地リソース活用等を検討する。

なお、パイロット活動の対象国としては、後述のとおり第一弾としてウガンダ、カンボジア、インドの3か国を予定している。加えて、JICA事業の全対象国から、JICAの既往案件との親和性や相乗効果、日本及び現地の外部リソース活用の可能性、さらに喫緊の課題である新型コロナウイルス対策に資する要素等を考慮し、追加2件の現地調査及びパイロット活動を実施する<sup>11</sup>。

#### (5) 現地調査方法・現地再委託の提案

新型コロナウイルスの影響で、本調査期間中に先進国調査及びパイロット活動対象国に入国できなくなる可能性を鑑み、調査方法を工夫し、最適な調査工程を提案すること。特にパイロット活動については現地で進めるため、現地リソースの有効活用を優先的に検討し、現地再委託や海外オフィスとの連携にて実施する方法を積極的に提案すること。また、現地再委託や海外オフィス連携に限らず、移動制限下における本調査実施上の工夫や提案者のネットワークを活用した調査方法があれば、これらについても積極的に提案すること。

#### (6) 関係機関とのアポイントメント

本調査は、JICA事業におけるDX主流化のあり方を検討するために情報収集・分析を行うものであり、特定政府からの要請に基づく調査ではない。現地調査対象国の政府関係者、及び本邦の政府関係機関との初回の会合については、必要に応じ、JICAがアポイントの取付けを支援するので、調査スケジュールを前広にJICAに相談すること。初回の会合以降は、JICAと適宜相談の上、コンサルタントが各種調整を行う。ただし、民間企業・大学等への聞き取りについては、コンサルタントにてアポイント取付けの対応を行う<sup>12</sup>。この場合においても、そのスケジュールを前広にJICAに相談すること<sup>13</sup>。

#### (7) パイロット活動におけるアプリケーション開発<sup>14</sup>及び柔軟性の確保

<sup>10</sup> フラッグシップ案件の実現に資するパイロット活動の現段階の構想について、プロポーザルにて提案すること。

<sup>11</sup> 追加2件の現地調査及びパイロット活動の対象国について、プロポーザルにて提案すること。なお、最終的なパイロット活動対象国は調査の中でコンサルタントからの提案を踏まえつつJICAが決定するが、提案するパイロット活動の選定基準・条件等についても競争参加者の考えをプロポーザルにて提示すること。

<sup>12</sup> 「(8)外部団体や企業との連携」で言及の「Society 5.0 for SDGs国際展開のためのデジタル共創」に掲載されているメニュー提案企業へのアポイント取りはJICAで支援することが可能。

<sup>13</sup> 具体的なヒアリング先については、現地政府の関係機関、研究機関・有識者、調査対象分野に関連する民間企業、本邦の関連機関(業界団体、研究・学術機関等)を想定しているが、現時点で想定されるヒアリング先についてはプロポーザルにて提案すること。

<sup>14</sup> アプリケーションの知財について、本事業の実施前から受注者側が保有している知財については、機構側に移転されないものとする。

本調査で実施するパイロット活動の一部では、JICA保有データやオープンデータを現地カウンターパートやJICA職員(ナショナルスタッフ含む)が広く使えるようなアプリケーション開発の試行を含むこと。このため、アプリケーション開発を含むパイロット活動を実施するメンバーのうち少なくとも1名は、簡易なデモシステム開発能力を有する者とする。また、パイロット活動の実施計画策定段階及び追加活動2件分の詳細化に際し、特定の技術分野の専門家(データサイエンティスト、システムエンジニア、開発担当者等)の(人月)増減が必要となった場合は、契約変更にて柔軟に対応する。

#### (8) 外部団体や企業との連携

デジタル技術の革新スピードや開発途上国における持続性の観点から、パイロット活動に際しては、外部リソースの活用(地方自治体や企業等による費用負担、専門人材派遣等)を視野に入れ、受注者が地方自治体、日系関連企業、業界団体等との協力体制構築から内容検討・実施まで行うこと。また、できる限り日系関連企業の技術活用や日本のスタートアップ企業の海外進出を後押しするよう配慮する。

なお、JICAと一般社団法人日本経済団体連合会(以下「経団連」という)は、連名文書「Society 5.0 for SDGs国際展開のためのデジタル共創<sup>15)</sup>」を作成し、経団連会員等企業から受けたデジタル事業提案をメニューブックとしてまとめている。本文書を積極的に活用し、具体的な連携が実現するよう努めること。

#### (9) JICA が実施中の関連調査・案件との連携

JICAは、本調査と並行して、都市開発や公共サービス等の分野においてICTやデジタル技術を活用した以下の調査を実施予定である。本調査の実施段階において、情報共有や連携を積極的に行うこと。

- ・ JICA社会基盤部「都市感染症対策基礎情報収集・確認調査」
- ・ JICAアフリカ部「アフリカ地域公共サービスのデジタル化にかかる基礎情報収集・確認調査」
- ・ JICA地球環境部「ウガンダ国西ナイル地域の持続的森林・自然資源管理に係る情報収集・確認調査」

#### (10) 業務の期分け

本業務は、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・ 第1期:2020年11月～2021年3月
- ・ 第2期:2021年3月～2022年3月

それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について発注者が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする<sup>16)</sup>。

## 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の6-1から6-3.の3つの柱より構成される調査を実施する<sup>17)</sup>。(必ずしも時系列の記載にはなっていない。)

<sup>15)</sup> [https://www.jica.go.jp/activities/issues/ict/digital\\_development.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/ict/digital_development.html)  
<https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/056.html>

<sup>16)</sup> 契約期間分けについては、上記記述に拘らず、コンサルタントが適切と考える期間をその理由も付してプロポーザルにて提案することを認める。

<sup>17)</sup> 国内作業及び現地作業について、より効果的・効率的な調査方法・スケジュールについて、プロポーザルにて提案すること。

## 【第1期契約期間:2020年11月～2021年3月】

### 6-1. JICA事業におけるDX主流化のあり方案の検討・対外発信・啓発活動

本コンポーネントでは、JICAのDX主流化に向け、短中期的にDXフラッグシップ案件を立上げ具体的な成功モデル構築を目指す一方、中長期的な視点でJICAのDX主流化のあり方案を検討し、対外発信及び内部において啓発活動を行うことで、開発途上国政府や他ドナー等に対するJICAのDXに係る対外的な認知の形成、またJICA内部においてデジタル技術活用があらゆる事業で検討される仕組み・組織文化の形成を目指す。

#### (1) JICAにおけるDX取組み状況の調査

JICAはDXタスクフォースにおける活動の中で、2019年12月に事業部門において実施中・予定のDXに資する案件の棚卸を実施した。この結果やDXタスクフォース最終報告書<sup>18</sup>に加え、次に挙げる過去のICT利活用に係る報告書(JICA図書館にて公開)を分析する。

- ・ プロジェクト研究「開発途上国における情報通信技術の適用のあり方に関する調査」ファイナルレポート(2015年10月)
- ・ 「持続可能な開発目標の達成に資する情報通信技術利活用事例に関する情報収集・確認調査業務」ファイナルレポート(2018年2月)

また、必要であれば追加的なJICA内ヒアリングや関連情報収集を行った上で、JICA各関係部署におけるDX取組み状況を整理する。

#### (2) 開発協力におけるDX潮流とデータ活用に係る取組みの調査

国際連合、世界銀行グループ、経済協力開発機構(OECD)、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、米州開発銀行、世界経済フォーラム、欧州機構等の多国間機関、及び米国、英国、フランス、ドイツ、オーストラリア、中国、韓国等の二国間援助機関やNGO・財団等(以下「ドナー等」という)が発表しているDX戦略において開発途上国への支援上採用されている方針・アプローチ、具体的な途上国向けプロジェクト等を机上調査し、その特徴や方向性の比較検討を行う。プロジェクト事例では、各機関が取り上げる優良事例に加え、事項(3)に関連し、途上国における電子政府の例を含めて調査を行う。

また、各ドナー等が採用している、途上国向け支援を通じて得られるデータの活用戦略や、オープンデータ提供方法、各組織内や組織間での活用状況、さらにはデータが活用された優良事例についても机上調査を行う。

その上で、JICAにおいても参考になりそうな先進的取組みを実施している5以上のドナー等につき、事業のDX及びデータ活用のために採っている戦略や方針、組織体制、調達・経理会計制度、人材採用・育成、対外的な広報活動等の項目について、5.(4)で示したとおり計4回程度の渡航の範囲内で直接ヒアリング・意見交換(または現地リソース等を活用した、同等の成果が得られる活動)を行い、その結果を整理・分析する。分析にあたっては各ドナーのDX及びデータ活用の成熟度を評価した上で、その成功要因や実行上の課題の特定、JICAのDX主流化に向けた示唆の抽出を行う。

#### (3) JICAのDX主流化のための海外連携先・リソース調査(エストニア・インド)

電子政府先進国であるエストニアとインドについては、その先進事例を日本の自治体や民間企業と共に第三国において事業展開・推進する可能性があると考えられるため、本調査では両国との連携の具体的方法について検討する。検討にあたっては、両国の取

<sup>18</sup> 2019年12月時点でのDX関連案件リスト及び2020年6月のDXタスクフォース最終報告書は公示に当たり配布資料とする。詳細は第4-2-(1)参照。



組みの概要、JICA及び日本に対する期待値、双方にメリットのある連携のあり方やそこに至るまでのコミュニケーションのアプローチ、JICA側のアクションやスケジュール等を具体化する。

- ・ エストニア: JICA支援対象国で比較的人口規模が少ない国を想定し、エストニアで開発されたX-RoadのJICA事業における活用について机上調査を行う。また、日本で導入推進している民間企業導入方法や第三国における展開方法について検討する。
- ・ インド: 経済産業省が所管する「日印デジタル・パートナーシップ<sup>19</sup>」に基づき、第三国においてビジネスベースで日印連携が進むことが期待されており、この後押しを行うような取組みや進出先での環境整備などの協力可能性について検討する。本検討では、まず本邦で経済産業省や独立行政法人情報処理推進機構等の関連団体へヒアリングを行った上で、JICAが行い得る支援策を検証するために現地でヒアリングを行う。現地調査はインドにおけるパイロット活動の準備等と合わせる等効率的に行う。

#### (4) 日本のDX関連技術・サービス、データ活用関連の取組みに関する調査

5.(8)で言及した経団連との連名文書「Society 5.0 for SDGs 国際展開のためのデジタル共創」の提案内容、日本の開発協力大綱等援助政策、デジタル技術全般における日本企業の優位性・独自性等を踏まえ、開発途上国におけるデジタル技術活用という文脈にて日本が比較優位と思われる技術や分野を検討し、今後JICAがDXを主流化するにあたっての連携候補先(含: スタートアップ)も特定する。加えて、日本の中央省庁や地方自治体(例: 福島県会津若松市、福井県鯖江市)におけるデータ活用の先進事例の中から、JICAのDX主流化への応用という観点から有用な取組みを調査し、必要に応じて直接ヒアリングや意見交換を行い、連携や協力の可能性を検討する。検討にあたっては、各取組みの概要や途上国へ適用した場合の優位性、期待される開発効果、JICA側に求められるアクションやスケジュールを具体化する。

#### (5) JICA事業におけるDX主流化のあり方・対外パンフレットの作成

調査開始後速やかに、DX主流化のあり方をJICAと協議の上作成する(和文及び英文でA4版サイズ最大10頁程度を想定)。まず、JICAにて作成したDX推進方針(案)やDXタスクフォース報告書等、JICA内の検討を踏まえて初稿を作成する。その後、前掲(1)から(4)の調査結果をもとに内容を拡充させる。内容拡充にあたっては、今後のJICA事業におけるDX主流化に向け、途上国及び各ドナー等の動向やJICAの現状分析、デジタル技術やビッグデータの環境変化、日本・海外でのパートナーシップの可能性、中長期のJICAのあるべき姿・各ドナー等との差別性、DXを主流化する上での組織・制度面での課題、必要となる組織体制・人材像及びマネジメントプロセス、組織変革のアプローチ等を含む課題解決に向けた施策、それを優先度に基づき時系列で表現した中長期のロードマップ等を具体化する。

あわせて、同案に基づいてJICAのDX主流化に係る対外広報資料(映像資料(和、英文)、パンフレット(和、英、仏、西文)、パワーポイント資料(和、英、仏、西文))を作成する(パイロット活動に際しても同資料を適宜活用する)。作成にあたっては、開発途上国政府対し、JICAのスタンス・他ドナーとの差別性・メッセージ性等を明確にした上で、具体的な支援メニューを記載する等、DX文脈でJICAの対外的なプレゼンスが高まるよう工夫を行う。なお、DX主流化のあり方の案及び広報資料のうちパワーポイント資料(和、英のみ)は、その後のパイロット活動の結果・教訓や有識者との意見交換等も踏まえ、調査の過程で適宜更新する。調査の最終段階で、DX主流化のあり方の最新案及び対外広報資料を

<sup>19</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191212005/20191212005.html>



和、英、仏、西語にて提出する。

#### (6) JICA内のDX主流化に向けた教材作成・遠隔講義の実施

JICA職員（JICA在外事務所のナショナルスタッフを含む）及びJICA事業の関係者（JICA専門家・コンサルタント、JICA研修員、カウンターパート等）においてDXに関する理解度を向上させ各部署の案件におけるデジタル技術活用を促進させるため、DX主流化のあり方案の要素、及びDXに関連する基礎知識等のテーマで映像教材及び講義用資料を作成する（和、英）。映像教材は3~5分で共通のものを1つ、講義用資料はJICA職員向け、JICA専門家・コンサルタント・協力隊向け、研修員・カウンターパート向けの3種類とする。同教材を用い、各対象者別に計2回1~1.5時間の遠隔講義を実施する（時差を考慮した日時を設定）。また、パイロット活動の実施に際しても関係者に対して同教材を適宜活用し、DX主流化に対する共通理解の醸成を図る。この際、後述「6-3. JICAにおける事業関連データの蓄積・活用に係る仕組み構築」で取組むデータ蓄積・活用の仕組み作りが円滑化に資する内容を含めること。

#### 6-2. DXに係るフラッグシップ案件の形成に向けたパイロット活動<sup>20</sup>

本コンポーネントでは、JICAにおけるDXフラッグシップ案件の形成に向け、JICAの在外事務所・地域部・関係課題部等とも連携しつつ計5件の現地パイロット活動を実施する。そのうち、3件については以下の（1）のとおりJICAが指定する国・テーマ<sup>21</sup>で行い、2件は基本的に受注者が提案するアイデアから選定する。

パイロット活動においては、相手国のカウンターパート・関係機関等と協働し、課題の定義、デジタル技術活用イメージ（ユースケース）の策定、ビッグデータの取得・分析、簡易なデモシステムの構築、関係者からのフィードバックを通じた改善を複数回繰り返し、（その後の技術協力プロジェクト等における）本格導入を見据え、検討を実施する<sup>22</sup>。

また、パイロット活動の一部としてカウンターパートの本邦招へいを行うことが効果的と認められる場合、JICAが本契約外において招へい事業を行う可能性がある。その場合、招へい日程の企画や招へい受入にかかる業務を受注者がパイロット事業の一部として実施することが想定される。招へい企画・受入に係る業務は、パイロット事業のために確保する人月の範囲内において実施する。

#### (1) JICA指定のパイロット3活動の計画策定

JICAが実施を検討しているパイロット活動3件は、以下のとおり。なお、第1期では、現地調査を各1回ずつ行い、パイロット活動の詳細計画を策定する。

<sup>20</sup> パイロット活動の工数はプロポーザル時点では算出し難いことから、各案件につき、国内作業を5人月、現地調査を15人月（合計20人月）で想定する。また、その他直接経費等（現地で発生する経費等）については1件あたり一律10,000千円を計上すること。業務開始後、パイロット活動の内容が具体化する段階で、パイロット活動間で必要となる人月にばらつきが出ることが想定されるため、JICAと協議の上パイロット活動間で人月調整を行う。

<sup>21</sup> 開発途上国のDXに関連するテーマで先方政府等のカウンターパート機関や在外事務所にてニーズが見込まれ、フラッグシップ案件の立上げの可能性が比較的高いと想定される国・テーマをJICAにて抽出。

<sup>22</sup> パイロット活動内で本調査後システム発注を想定した仕様書作成業務を行う場合、本調査後にJICAが実施する当該システムの入札において本調査受注者が競争に参加することは利益相反の観点から認められない。なお持続性の観点から、パイロット活動の結果必要なシステム開発は現時点においては現地ベースでの開発を想定する。

① 北部ウガンダ難民居住区と受入地域を対象とした新型コロナウイルス対策支援等<sup>23</sup>

「西ナイル地域の持続的森林・自然資源管理に係る情報収集・確認調査」で収集している森林データや実施済案件「西ナイル地域難民受入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査」の行政サービス等の基本情報等のJICA保有データ、さらにUNHCR等他ドナーが保有している難民地区内のデータを整理した上で、今後のJICAの同地域に対する協力に必要な情報収集を行い、難民居住区及びその受入コミュニティにおける新型コロナウイルス対策や、感染拡大により影響を受ける保健医療等の社会サービスの提供維持に係る方策（携帯端末、アプリ等の活用も想定）を検討し、実施する。個人データや社会調査データ、地理空間データ等の活用可否や介入前後のインパクトも定量的に測定できるような事業モデルを短期間で構築する。本パイロット活動では、6-3で構築するデータカタログを活用し、必要に応じて現地の調査会社等への委託や国連機関等との連携も行う。

② カンボジアのデジタル通貨利用促進のためのパイロット活動<sup>24</sup>

世界初のブロックチェーン技術による中央銀行サービスの情報を用いた金融支援Bakongは送金サービスやE-paymentサービスを全てカバーするカンボジア最大の決済プラットフォームとして、個人や企業間の取引を全て網羅する予定で進められている。このプラットフォームを使って、金融包摂性の向上を促進することはもちろん、派生するサービスとして、税収向上や社会サービスの普及、汚職・マネーロンダリング対策等に活用でき、日系企業進出の後押しにも寄与する可能性がある。パイロット活動では、右可能性を踏まえ、供用開始間もない同サービスの全国普及を支援し、金融包摂性を高めることを想定している。普及に際して必要となる法制度の整備支援も中央銀行やカンボジア政府のニーズを確認しながら支援を行う。なお、法制度の整備に関しては、Bakongのモニタリング体制、決済データを含む個人情報所有・活用のあり方の検討と外部における活用の開始、Bakongを活用した金融包摂強化のあり方、企業の活用促進支援等が考えられるが、中央銀行と協議の上決定し、具体的に支援を行う。

③ インド「SDGsビジネス共創ラボつながるラボ」との連携

JICAインド事務所が推進している「つながるラボ<sup>25</sup>」は日本企業とインドの社会的企業の連携促進が目的となっている。この中でデジタル技術を使った連携事業の促進を行い、民間企業の活力やスピードを活用して、社会課題解決型デジタルソリューションの展開を推進していく。具体的には、日本とインドでデジタル技術に関心のある企業のマッチングの上、試行的に社会課題の解決に臨むパイロット活動の実証を支援する。また、可能であればインド版マイナンバー「アダール(Aadhaar)」と第三国展開用デジタルIDプラットフォーム(MOSIP)の活用を奨励していく。「つながるラボ」は2020年度より活動を本格開始したもので、同ラボのケイパビリティ構築段階にある。構想段階で実施した2調査(JICA Research Institute Working Paper「Critical Factors for Success among Social Enterprises in India<sup>26</sup>」及び社会的企業のインパクトに係る情報収集・確認調査「Comparative Assessment of Impact Potential of Social Enterprise and

<sup>23</sup> プロポーザル作成のための補足情報別紙2を参照。本パイロット活動では、「西ナイル地域難民受入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査」で得られている各種社会インフラ(保健、教育、水・衛生)データを更新すること(西ナイル地域全般に拡張可能性あり)と、新たに人口動態データを取得するための現地調査が含まれる。

<sup>24</sup> プロポーザル作成のための補足情報別紙2を参照。

<sup>25</sup> <https://www.jica.go.jp/india/office/others/tsunagaru.html>

<sup>26</sup> [https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/publication/workingpaper/wp\\_179.html](https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/publication/workingpaper/wp_179.html)

Government Delivery Models in India<sup>27</sup>」、及び前掲「5. 実施方針及び留意事項（8）外部団体や企業との連携」にて記載の経団連との連名文書「Society 5.0 for SDGs国際展開のためのデジタル共創」等を参照の上、デジタル分野において社会課題に寄与する日印企業連携の実現に有効と考えられる活動を提案すること。

#### (2)(1)以外の2件のパイロット活動の計画策定

上記3活動に加え、受注者からの提案案件やJICAの他事業部門へのデジタル技術活用に関する支援を通じた取組等をパイロット活動として2件程度実施することを想定し、計画策定を行う。2件については、JICA側のニーズやフラッグシップ案件となりうる条件を考慮の上選定基準を設定し、有望案件のロングリスト化（10-20件程度）、現地政府及びJICA関係者（在外事務所・地域部）とのヒアリング等を通じたショートリスト化（5件程度）を通じて選定する<sup>28</sup>。

### 6-3. JICAにおける事業関連データの蓄積・活用に係る仕組み構築

本コンポーネントでは、JICA保有データやオープンデータを活用したデータ駆動型の案件形成・モニタリング、民間企業・大学等が持つデジタル技術やノウハウの活用を促進する形で社会課題解決を促すことを目指し、6-2で実施するパイロット活動を実現するためのデータカタログ<sup>29</sup>をクラウドベースで整備するための業務を実施する。実施にあたっては以下のような手順で、簡易デモをパイロット活動向けに作成し、実際にパイロット活動でカウンターパートやJICA職員（情報システム室・関係課題部・評価部・緒方貞子平和開発研究所等）が使い、利便性を向上させていく。

まず、JICA職員が案件形成、実施・モニタリング及び評価において、データカタログを活用し得るような操作が簡便なツールを導入しつつ、将来的には、解析等に使える一次データを一定期間以上の同じ形式・頻度でのデータ収集し、外部に向けたオープンデータ化・多言語対応を想定する。その結果、データの分析・加工に係る人材のネットワーク等エコシステムが形成され、研究者への情報提供による国際協力研究の推進や、日本ないし現地の民間企業への情報提供による新規事業・ビジネス振興、社会インパクト投資の推進等が実現可能な状態を目指す。

#### (1)事業関連データ活用構想の策定

まず現状把握のため、JICA保有データを棚卸し、その種類・項目・量・権利関係の状況等を整理する。JICA内全事業部に対しての調査協力及び質問状の送付はSTI・DX室が行い、質問票案の作成、回答取付、集計作業及び分析は受注者が実施する。この棚卸結果と、6-1.(2)にて言及の他ドナー（世界銀行等）の類似のビッグデータ活用・オープンデータに係る調査結果を踏まえ、JICAにおけるデータ活用構想や、外部オープンデータと組合せた場合の補完性や他ドナーの類似サービスとの差別性のポイントを具体化する。構想の検討にあたっては、JICA保有データの種類や機密性別に公開範囲を段階的に設定した上で、JICAの事業におけるデータ活用ユースケース（案件形成に係る業務がどのように変わるのか、データが蓄積されたら何ができるのか等のイメージ）を具体化する。その際、JICA内で保有すべきデータや構築すべきシステム対象範囲を検討し、効率性や公共性の観点から

<sup>27</sup> [https://www.jica.go.jp/india/office/others/ku57pq00003tsps1-att/report\\_02.pdf](https://www.jica.go.jp/india/office/others/ku57pq00003tsps1-att/report_02.pdf)

<sup>28</sup> プロポーザルにおいて、日本の国際協力事業のフラッグシップというべきパイロット活動候補を2件以上提案すること。また、有望なフラッグシップ案件の組成が見込めない場合は、第2期契約期間において実施するパイロット活動の件数が減る可能性もある点留意すること。

<sup>29</sup> データカタログ：データ分析担当者がデータを簡易に扱えるように設計された、メタデータ（データ自体のインデックス）管理の仕組み。

外部機関に協力あるいは委託して外部提供すべきデータや提供方法も検討する。

なお、蓄積されたデータはJICAがOECD-DAC評価基準に基づくプロジェクトレベルでの評価のためだけでなく、インパクト評価については学術分野や民間・市民社会など社会全般でのSDGs推進上あり得る様々な使われ方を想定し、その可能性を6-2.のパイロット活動で具現化することを検討すること<sup>30</sup>。

#### 6-4. 共通業務

##### (1) プロジェクト管理

本調査は新型コロナウイルス禍の中、活動が大規模かつ国内外多岐にわたり、JICA関係部署との調整や、現地でのパイロット活動においては現地リソース活用も想定されるため、状況が複雑に変化することを踏まえ、在外事務所等との連携や、必要に応じツール等も活用しつつ常に状況を把握し、リソース配分の意思決定及びステークホルダーへの報告が可能なプロジェクト管理方法<sup>31</sup>や具体的なKPI案を策定し、モニタリングを行う。

##### (2) レポート作成

「7. 成果品等」で指定されたレポートを指定された時期・形式にて作成する。

### 【第2期契約期間：2021年3月～2022年3月】

#### 6-1. JICA事業におけるDX主流化のあり方策定・対外発信・啓発活動

##### (7) JICA事業におけるDX主流化のあり方・対外パンフレットの更新

DX主流化のあり方の案及び広報資料のうちパワーポイント資料(和、英のみ)は、その後のパイロット活動の結果・教訓や有識者との意見交換等も踏まえ、調査の過程で適宜更新する。調査の最終段階で、DX主流化のあり方の最新案及び対外広報資料を和、英、仏、西語にて提出する。なお、6-2.(3)のパイロット活動の成果・教訓を、6-1.(5)で作成するJICA事業におけるDX主流化のあり方に反映する。

#### 6-2. DXに係るフラッグシップ案件の形成に向けたパイロット活動

##### (3) パイロット活動の実施

(1)(2)で計画策定したパイロット活動を実施する。パイロット活動の実施においては、開始前に開発インパクト仮説から逆算し具体的なアクションの因果関係を明確にした上で、開始後は定期的なモニタリング及び進捗・達成度の評価を行い、継続・方向性修正等の判断を行う<sup>32</sup>。

また、計5件のパイロット活動を通じ、先方政府やJICAの意向を反映した技術協力プロジェクト等の協力案を作成する。この際、技術協力については、パイロット活動における企画・試行・改善のサイクルを一巡させ、当該サービスの実現可能性について一定の目途を立たせた上で2021年夏実施の要望調査における要請書提出(先方政府から日本政府への提出は8月末が締切)に間に合うようスケジュールを想定する。また、その後に実施するパイロット活動についても、技術協力が想定されるものについては次年度以降の要望調査を考

<sup>30</sup> 全てのパイロット活動がインパクト評価の仕組みと必ずしも連動するとは限らないが、出来る限り同視点を含めた上で進める。開発協力事業の触媒的機能が高まる中で、各事業の触媒的効果可視化の意義は大きく、まずはJICA内で汎用的にインパクト評価に活用できる事業・データモデルを構築することが本調査の主眼。

<sup>31</sup> プロジェクト管理上のリスクを想定し最適な管理体制・方法・ツールに関し、プロポーザルにて提案すること。

<sup>32</sup> 本事業の実施前から受注者側が保有しているアプリケーション等を事業終了後も利用する場合、利用契約については別途相談を行う。

慮したスケジュールを想定する。

### 6-3. JICAにおける事業関連データの蓄積・活用に係る仕組み構築

#### (2) データの試行的活用・仕組み検討

(1)の活用イメージに基づき、JICA事業関連ビッグデータ基盤を試行的に設計・構築する。前掲6-2.のパイロット活動もしくはJICAの他案件で蓄積され、権利関係がクリアになっているJICA保有データを格納し、試行的にパイロット活動で活用する。JICA関係部署及び利用者にヒアリング等を行い、その結果・教訓等を踏まえ本格導入に向けた知見を蓄積する。なお、本調査の中で、試行的活用のためのサーバーや開発環境を受注者が用意すること。試行版データカタログは(パイロット活動を実施する)ウガンダ等の途上国における通信環境を配慮したものとする。また、システム導入が完了するまで且つ契約期間内において、取得したデータを受注者が定期的に更新する。試行版データカタログは、必ずしもデジタルネイティブでないカウンターパートやJICA関係者に配慮し、直観的に使い方が分かるようなデザインとすること。このため、データ分析・分析に加え、ユーザーインターフェース(UI)やユーザーエクスペリエンス(UX)に係る専門性を有する団員を配置すること。試行版データカタログのために開発された実行プログラムや画面デザインは、納入成果物として一式納品すること。

#### (3) データ活用に係るシステム仕様<sup>33</sup>・運用の具体化

上記(1)及び(2)を踏まえ、JICAのデータカタログシステムの調達仕様書案を作成する。このため、JICA事業の全ての報告書がJICA図書館に納入されているプロセスを確認し、同プロセスの中でデータカタログにデータがアップロードされる業務フローを提案する。

また、統一的なデータ提出フォーマットの定義のあり方を検討する際、JICAのコンサルタントとの契約におけるデータの権利関係について現状の契約内容等をもとに課題・論点を整理し、JICAが法的に確認や約款に含めるべき内容を検討できるよう提案する。先方政府との合意文書(Record of Discussions等)における記載文案のあり方も検討する。受注者から提案される文案をもとに、JICA内法務担当部署の確認を経た上で、上記の活用イメージやコンサルタント、先方政府等との権利関係の整理を通じ、JICAの各事業部門にてビッグデータの収集・活用を行えるよう運用ガイドライン案を作成する。同案に関し、JICA内部及びコンサルタントに対して説明会を行う際にはその実施を支援する。

データカタログシステムの本格導入に向け、JICAの情報システム環境を確認の上、クラウド基盤の選定基準を設定し、各種サービスの比較検討を実施する。比較検討においては、データ増量をシミュレーションし、3～5年間の必要経費を算出する。調達仕様書案の作成に加え、JICAがシステムを調達する上で必要な情報システム室との協議や情報システム委員会への付議を側面支援する。

### 6-4. 共通業務

#### (1) プロジェクト管理

本調査は新型コロナウイルス禍の中、活動が大規模かつ国内外多岐にわたり、JICA関係部署との調整や、現地でのパイロット活動においては現地リソース活用も想定されるため、状況が複雑に変化することを踏まえ、在外事務所等との連携や、必要に応じツール等も活用しつつ常に状況を把握し、リソース配分の意思決定及びステークホルダーへの

<sup>33</sup> 本業務の成果品は調達仕様書案であるため、JICAが当該システム開発の入札を行う場合、利益相反に該当するため原則参加が認められません。

報告が可能なプロジェクト管理方法<sup>34</sup>や具体的な KPI 案を策定し、モニタリングを行う。

## (2) レポート作成

「7. 成果品等」で指定されたレポートを指定された時期・形式にて作成する。

## (3) セミナー開催

ファイナルレポート後、各種調査及びパイロット活動の成果を発表するセミナー<sup>35</sup>等を実施する。遠隔にて、JICA機構内向け(100名程度参加)・対外向け(企業、自治体、大学、公的機関等など100～200名程度参加)それぞれ1回実施する。

## 7. 成果品等

### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、ファイナルレポートとし、最終成果品の提出期限は、2022年3月とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

#### 【第1期契約期間:2020年11月～2021年3月】

- ・ インセプションレポート  
記載事項: 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等  
提出時期: 調査開始一か月以内  
部数: 和文5部(JICA 5部)、英文6部(JICA1部、相手国政府5部)(簡易製本)
- ・ DX主流化のあり方案、及び対外広報資料案(映像資料・パンフレット・パワーポイント資料)  
記載事項: JICAのDX主流化のあり方案と事例等  
提出時期: 2020年12月  
部数: DX主流化のあり方案は和英各1部(電子ファイル)、映像資料案は和英各1部(電子ファイル)、パンフレット案は和英仏西各1部(電子ファイル)及び和英仏西各100部(カラー印刷)、パワーポイント資料案は和英仏西各1部(電子ファイル)
- ・ プロGRESSレポート(第1期成果品)  
記載事項: 6.業務の内容の調査状況  
提出時期: 2021年2月  
部数: 和文5部(JICA 5部)、英文6部(JICA1部、相手国政府5部)(簡易製本)

#### 【第2期契約期間:2021年3月～2022年3月】

- ・ インセプションレポート(更新版)  
記載事項: 第1期の検討結果を反映させた業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等  
提出時期: 第2期開始一ヶ月以内  
部数: 和文5部(JICA 5部)、英文6部(JICA1部、相手国政府5部)(簡易製本)

<sup>34</sup>プロジェクト管理上のリスクを想定し最適な管理体制・方法・ツールに関し、プロポーザルにて提案すること。

<sup>35</sup> セミナーに係る必要経費はJICAから支出する想定のため、競争参加者による見積りは不要です。

- ・ ドラフトファイナルレポート  
記載事項: 調査全体結果(ドラフト)  
提出時期: 2022年1月  
部数: 和文1部、英文1部(電子ファイル)
- ・ ファイナルレポート(第2期成果品)  
記載事項: 調査全体成果(セットされた内容)  
提出時期: 2022年2月  
部数: 和文5部(JICA5部)、英文6部(JICA1部、相手国政府5部)(製本)、CD-R3部
- ・ データカタログシステム調達仕様書案  
記載事項: ビッグデータを蓄積する機構内情報システムの調達仕様書案  
提出時期: 2022年2月  
部数: 和文1部(電子ファイル)
- ・ JICAにおけるデータ活用マニュアル(機構内、開発コンサルタント向け)  
記載事項: データカタログの利用マニュアル  
提出時期: 2022年2月  
部数: 和文1部、英文1部(電子ファイル: PDF 及び電子ファイル)
- ・ DX主流化のあり方最終案、及び対外広報資料(映像資料・パンフレット・パワーポイント資料)  
記載事項: JICAのDX主流化のあり方案と事例等  
提出時期: 2022年2月  
部数: DX主流化のあり方最終案は和英各1部(電子ファイル)、映像資料は和英仏西各1部(電子ファイル)、パンフレットは和英仏西各1部(電子ファイル)及び和英仏西各100部(カラー印刷)、パワーポイント資料は和英仏西各1部(電子ファイル)
- ・ 試行版データカタログシステム一式  
内容: 試行版データカタログの実行プログラムや画面デザイン<sup>36</sup>  
提出時期: 2022年2月
- ・ パイロット活動のために開発されたアプリケーション一式  
内容: 試行版アプリケーションの実行プログラムや画面デザイン・実行環境仕様等  
提出時期: 2022年2月

## (2) 報告書の仕様

- 1) 報告書(ファイナル・レポートを除く)の作成仕様は、A4版、ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集とし、原則簡易製本とする。
- 2) ファイナルレポートの仕様(印刷・製本及び電子化の仕様)は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」([https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kz-wjj-att/ind\\_guide.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kz-wjj-att/ind_guide.pdf))を参照し、製本する。

<sup>36</sup>本事業の実施前から受注者側が保有している知財については、機構側に移転されないものとする。

### 3) 添付資料等

- ① 調査に直接に関係無い資料は掲載しない(例: 当該国経済一般指標、国概況)。
- ② 別冊形式の資料、及び多量の画像は電子データのみとする。

### (3) 報告書作成にあたっての留意点

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- 2) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- 3) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠(資料編の項目)との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

### (4) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員に提出する。

### (5) 収集データ

業務終了時に契約期間中に収集した資料及びデータを提出する。例えば、地理空間データはベクターデータに関してはSHP、KMLもしくはGeoJSON形式で、ラスターデータに関してはGeoTIFF形式でCD-Rもしくはハードディスクにて提出する。なお、Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを最終報告書に合わせ提出する。また、それ以外のデータに関しても提出形式はJICA側と協議の上、指定された形式にて提出する。



## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務の工程

以下の2つの期間に分けて業務を実施することを想定している。

第1期：2020年11月～2021年3月

第2期：2021年3月～2022年3月

2020年11月より業務を開始し、2022年2月にファイナルレポートを提出する。競争参加者が最適と考える業務の行程について、プロポーザルにて提案すること。

### 2. 調査実施スケジュール(案)<sup>37</sup>

業務内容	FY2020		FY2021		FY2021	
	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
第1期(2020年11月～2021年3月)						
6-1.JICAのDX主流化に係る方針策定・対外発信・啓発活動						
(1) JICAにおけるDX取組み状況の調査						
(2) 開発協力におけるDX潮流とオープンデータに係る取組みの調査						
(3) JICAのDX推進のための海外連携先・リソース調査(エストニア・インド)						
(4) 日本のDX関連技術・サービス、オープンデータ関連の取組みに関する調査						
(5) JICAのDX主流化に係る方針文書・パンフレットの作成						
(6) JICAのDX主流化に向けた教材作成						
6-2.DXフラッグシップ案件の形成・パイロット活動						
(1) JICA指定のパイロット3事業の準備						
(2) 上記以外パイロット2事業の提案・準備						
6-3.JICAにおける事業関連データの蓄積・活用に係る仕組み構築						
(1) JICAにおけるデータ活用構想の策定						
6-4.共通業務						
(1) プロジェクト管理						
(2) レポート作成						
第2期(2021年3月～2022年3月)						
6-1.JICAのDX主流化に係る方針策定・対外発信・啓発活動						
(7) JICAのDX主流化に向けた講義の実施						
(8) JICAのDX主流化に係る方針文書・パンフレットの更新						
6-2.DXフラッグシップ案件の形成・パイロット活動						
(3) パイロット活動の実施						
6-3.JICAにおける事業関連データの蓄積・活用に係る仕組み構築						
(2) データの試行的活用・仕組み検討						
(3) データ活用に係るシステム仕様・運用の具体化						
6-4.共通業務						
(1) プロジェクト管理						
(2) レポート作成						
(3) セミナー実施						

### 3. 業務量の目処と業務従事者の構成(案)

#### (1) 業務量の目処

合計 約136M/M<sup>38</sup>(第1期:17M/M、第2期:119M/M)

#### (2) 業務従事者の構成(案)

要員計画の構成分野(案)を以下に示す。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- ・業務主任者／開発協力・デジタル戦略(1号)
- ・広報・教材開発
- ・行政情報化・電子政府
- ・革新的金融サービス
- ・官民エコシステム形成

<sup>37</sup> 特にパイロット活動については、成果や進捗に応じ期間・人員配置を(JICAと協議の上)柔軟に変更する可能性有り

<sup>38</sup> コンサルタント提案のパイロット活動含む人月を表示。

- ・システム要件定義・簡易開発
- ・オープンデータ活用戦略・設計(1号)
- ・データ分析・活用／インパクト評価(2号)
- ・UI/UXデザイン

#### 4. 配布資料／閲覧資料

##### (1) 配布資料

- DX タスクフォース 最終報告書(抜粋)
- 事業部門において実施中・予定のDXに資する案件一覧(2019年12月時点)

配布資料の用途は厳に本調査のプロポーザル作成に限り、それ以外での転載や引用を禁ずる。

#### 5. 調査用資機材

業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルにて理由を付して提案すること。

#### 6. 現地再委託

パイロット活動について現地再委託を認める。パイロット活動以外において現地再委託が必要な事項があれば、プロポーザルにて理由を付して提案すること。現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

#### 7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA現地事務所、在外日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

#### 8. 不正腐敗防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務に従事すること。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談すること。

#### 9. その他特記すべき事項

ヒアリングやパイロット活動等、上記で例示されている具体的な地域への海外渡航については、新型コロナウイルスの感染状況や海外渡航可能地域等、その時点での情勢を踏まえ判断する。

以上

## DXに係るフラッグシップ案件形成に向けたパイロット活動に関する追加情報

以下に「6. 業務内容」の「6-2. DXに係るフラッグシップ案件の形成に向けたパイロット活動の実施」で記載の各パイロット活動について、提案者の創意工夫を促すため追加情報を補足する。

### ④ 北部ウガンダ難民居住区と受入地域を対象とした新型コロナ対策支援

北部ウガンダでは2011年頃から南スーダンからの難民流入が発生、2016年頃から100万人を超える急激な流入があり、ウガンダ国の寛容な難民受入政策のもと、首相府（Office of Prime Minister, OPM）とUNHCRをはじめとする人道支援機関が主に難民居住区の支援を進めてきた。JICAを含む開発機関が主に受入ホストコミュニティへの支援を実施し、人道機関と開発機関は連携して進めている。ウガンダと日本の二国間関係においても「北部地域及び難民受入地域の社会的安定」の促進を重点分野とし、内戦の影響で元々貧困率が高い地域である北部ウガンダで道路などを含む生活基盤整備及び社会インフラ開発、コミュニティのレジリエンス強化のための地方政府の能力開発及び生計向上等の支援などを2011年ごろから実施。2016年ごろからは急速な難民流入によりエネルギー需要が増え、自然の再生力を越えた家庭用燃料や住宅資材の利用のため、森林・自然資源の減少・劣化が顕在化している。JICAは今後、受入ホストコミュニティへの支援をOPMへの難民アドバイザー派遣、及び難民セトルメントが集中している西ナイル地域を対象とした技術協力プロジェクトで進めていく予定である。次期技術協力プロジェクトでは、北部ウガンダの地方自治体がカウンタパートとして難民セトルメントと受入ホストコミュニティとの融合を一層進めることを狙いとしている。同プロジェクトの組成にあたり、「西ナイル地域難民受入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査」で得られた各種社会インフラ（保健、教育、水・衛生）に関するデータのアップデートおよび人口動態データの取得、更にそれら情報を西ナイル地域全域に広げて整理し、不足する情報を新たに調査することは不可欠であり、本パイロット活動では同プロジェクトで必要な項目を含むデータ収集調査を合わせて実施する。

ウガンダ国における新型コロナウイルス感染状況は2020年8月1日時点で感染者数1,176人、死亡者4人<sup>39</sup>と比較的感染拡大を押さえられている状況にある。JICAはこれまで保健分野においては無償資金協力にて地域中核病院の改修や機材拡充およびこれらの医療機関のマネジメント強化を支援してきている。コロナ対策は保健省人材においても人員を割かれていることから、直近でマラリア感染者が増加するなど、保健基礎サービスの維持に一部課題が見られる。保健関連データに関し、保健省はHealth Management Information System(HMIS)を運用中であるが、北部ウガンダの難民セトルメントに関してはUNHCRが首相府（OPM）および複数のNGO等とOperational PartnershipまたはImplementation Partnershipに基づき運営しており、オンラインシステムを通じたデータ統合には課題が残る。また電子カルテは普及しておらず、HMISデータも医療機関からの報告ベースで個人にひもづく電子データは存在していない模様。なお、ウガンダの保健セクターでは、Living GoodsというNGOが南部地域でコミュニティヘルスワーカーの支援でデジタル技術を活用した患者データの管理

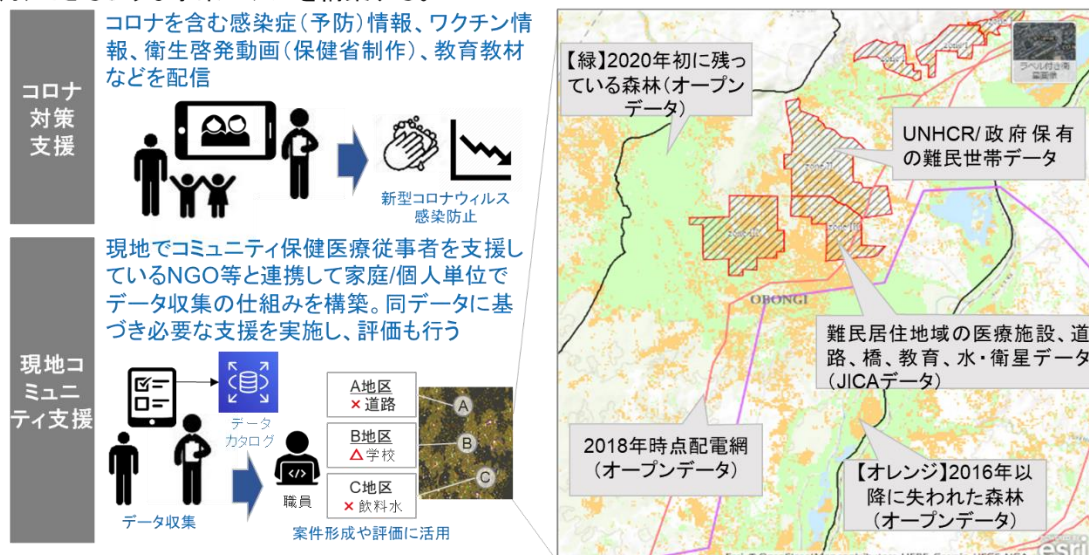
<sup>39</sup> ウガンダ国保健省ホームページより

に取り組んでおり、同NGOと連携した活動も検討の余地がある。

北部ウガンダはJICAにおいて複数セクターのデータが蓄積されていることから、データを使った案件形成をウガンダのような後発開発途上国において試行することから得られる知見や示唆は有益と考えられ、JICA全体のデータ活用のモデルを検討するには適したパイロット地域と考えられる。ただし、コロナ対策支援として顕在化している喫緊のニーズは現時点で特定できていないことから、予防策としての啓発活動を開始し、Living Goodsなどの先進的な取組みを参考にしつつ、個人レベルのデータ収集を効率的に行う方法を模索することも一案（下図）。利用可能なデータ及び今回新たに取得するデータを整理した上で、現地調査においてより具体的な介入ポイントを特定する必要があるものの、パイロット活動を行う本調査期間中にコロナ対策の観点で一定の成果を出しつつ、今後JICAの同地域を対象とする協力に向けて必要なデータ収集と整理、蓄積の仕組みを整えることが期待される。

### ①ウガンダ：北部ウガンダ難民キャンプと受入地域におけるコロナ支援（案）

北部ウガンダ地域におけるコロナ対策支援を試行する。アプリ等を通じて、感染症（予防）、ワクチン情報を提供したり、衛生啓発動画や教育教材等を配信（2021年3月）。現地の状況・ニーズも継続的に吸い上げてデータとして蓄積し、JICA内外に所在する社会調査結果・地理空間情報等のデータとあわせて適時適切に分析の上、必要な支援を決定・実施。支援前後のインパクトも定量的に測定（2021年12月）できるような事業モデルを構築する。



### ②カンボジアのデジタル通貨利用促進のためのパイロット活動

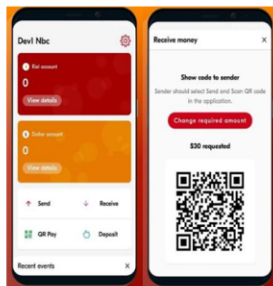
カンボジア国民15歳以上の銀行口座開設比率は20%程度である一方、スマートフォン普及率は127%となっており、モバイル・ファイナンスは金融包摂強化に有効と考えられる。また、国内で流通する通貨に占めるドルの割合は年々高まり、8割近くと言われている。ドルの流通は、海外投資誘致を後押しする一方で、中央銀行の金融政策が制約されるデメリットがあり、中央銀行はリエル利用促進策として中央銀行主導でデジタル通貨をベースとしたモバイル決済アプリ「Bakong」の試行導入が進められている。中央銀行は海外送金や支払いも促進するため海外の銀行との連携も進めている。また2019年に国際的なマネーロンダリング監視組織Financial Action Task Force (FATF) は、司法制度の汚職や金融犯罪における捜査の意思の欠如という理由で、カンボジアを「グレー・リスト（非常に脆弱な国）」に追加しており、金融犯罪監視の必要性も高まっている。Bakongがこうした課題の糸口になるか注目される。

JICAは緒方貞子平和開発研究所がカンボジア中央銀行と「カンボジアにおける自国通貨促進に関する実証研究<sup>40</sup>」を2013年より共同実施。同研究に関わる研究員はシャトルベースで中央銀行に派遣されており、デジタル通貨の普及に係る支援の必要性が中央銀行より伝えられている。

## ②カンボジア：中銀デジタル通貨の活用促進（案）

世界で初めて中央銀行としてデジタル通貨（CBDC\*）の導入を決定したカンボジアにおいて、年内に予定されている正式導入後の普及支援を2021年から実施する。金融包摂向上、現地通貨流通促進を実現するだけでなく、JICAが制度設計支援を行うことで、金融セクターへの日本企業の進出を後押しする。

### デジタル通貨のモバイル決済アプリ「Bakong」



### JICAが支援する意義

- 金融包摂の向上にはモバイル・ファイナンスとの親和性が高くJICAでも他国で支援中。貧困層を重視した普及支援により格差解消に貢献する
- JICA研究所が中央銀行の自国通貨促進に関する実証研究を実施中。同経験をもとにG2GでのCBDCに係る法制度整備に世界に先駆けて日本が関与し、知見を蓄積（、横展開）する
- Bakongのシステム開発を含め、カンボジア金融セクターに多くの日本企業が進出中。JICAが制度設計に関わることで金融セクターの日本企業の進出を後押しできる

### 現地にBakong普及がもたらす価値

- 金融包摂の向上（現状約22%）
- 現地通貨の流通促進（現状約20%）  
→中央銀行の金融政策オプションの拡大
- 個人の海外決済手段の提供
- ブロックチェーン取引履歴の完全追跡化  
→マネーロンダリング等金融犯罪監視の強化\*\*

### 主な活動予定（案）

- 中央銀行におけるBakongのモニタリング体制、個人情報所有・活用方針の決定（2021年3月）
- Bakong決済データの外部活用開始（2021年4月）
- Bakongを活用した金融包摂強化方針の策定（2021年9月）
- 他のカンボジア進出日系企業の活用促進支援も併せて検討（随時）

\*CBDC: Central Bank Digital Currency

\*\*2019年に国際的なマネーロンダリング監視組織FATFは、カンボジアを「グレー・リスト（非常に脆弱な国）」に追加

以上

<sup>40</sup> [https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/research/growth/growth\\_20131227-20170331.html](https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/research/growth/growth_20131227-20170331.html)